

新潟市介護相談員設置要綱

(目的)

第1条 本市における介護サービスの質の向上や適正な実施に資するため、新潟市介護相談員（以下「介護相談員」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 介護相談員は、一定水準以上の研修を受けた者であって、職務の実施にふさわしい人格と熱意を有する者の内から、市長が委嘱する。

(職務)

第3条 介護相談員は、次の職務を行うものとする。

(1) 派遣の申出のあった介護保険施設、居宅サービス事業所、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等（以下「事業所等」という。）を訪問して相談活動を実施し、介護サービスの利用者と事業者の橋渡し役となって利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業所等のサービスの質の確保、向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ること。

(2) その他目的のために必要な業務を行うこと。

2 介護相談員は、前項の職務を行ったときは、市に活動状況を報告するものとする。

(任期)

第4条 介護相談員の任期は委嘱された日からその年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の介護相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条の規定に関わらず、介護相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解任することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。

(3) 相談員としてふさわしくない行為のあったとき。

(謝礼)

第5条 介護相談員が派遣先の事業所等で相談活動を行った場合には、謝礼を支払うものとする。

(費用弁償)

第6条 介護相談員として必要な知識及び技能の修得のため、国等が行う研修会

に参加する場合は、研修費及び旅費等の実費を弁償する。

(服務)

第7条 介護相談員は、職務・知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 介護相談員の事務局は、新潟市福祉部介護保険課におく。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、介護相談員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。